

厚生労働省発健生 0313 第 4 号
令和 6 年 3 月 13 日

食品安全委員会

委員長 山本 茂貴 殿

厚生労働大臣 武見 敬三
(公 印 省 略)

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を
行うことが明らかに必要でないときについて (照会)

食品安全基本法 (平成 15 年法律第 48 号) 第 24 条第 1 項第 1 号、第 7 号及び第 14 号の規定に基づき、食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 13 条第 1 項の規定により基準又は規格を定めようとするとき、水道法 (昭和 32 年法律第 177 号) 第 4 条第 2 項の厚生労働省令を制定し、又は改廃しようとするとき等の場合には貴委員会の意見を聴かなければならないこととされているところ、下記の場合は、その内容から食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか。

記

1. 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令 (昭和 26 年厚生省令第 52 号) の題名を「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」に改めるとともに、別表の二中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めること。
2. 水質基準に関する省令 (平成 15 年厚生労働省令第 101 号) 中「厚生労働大臣」を「環境大臣」に改めること。
3. 食品、添加物等の規格基準 (昭和 34 年厚生省告示第 370 号) 中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める等の所要の改正を行うこと。
4. 組換え DNA 技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続 (平成 12 年厚生省告示第 233 号) 中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めること。
5. 組換え DNA 技術応用食品及び添加物の製造基準 (平成 12 年厚生省告示第 234 号) 中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「薬事・食品衛生審議会」を「食品衛生基準審議会」に改めること。



6. 食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（平成 17 年厚生労働省告示第 497 号）の題名を「食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量」に改めるとともに、本告示中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めること。
7. 食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成 17 年厚生労働省告示第 498 号）の題名を「食品衛生法第十三条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質」に改めるとともに、本告示中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めること。
8. 厚生労働大臣が定める放射性物質（平成 24 年厚生労働省告示第 129 号）の題名を「内閣総理大臣が定める放射性物質」に改めるとともに、本告示中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める等の所要の改正を行うこと。
9. 食品衛生法第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定成分等（令和 2 年厚生労働省告示第 119 号）の題名を「食品衛生法第八条第一項の規定に基づき厚生労働大臣及び内閣総理大臣が指定する指定成分等」に改めるとともに、本告示中の「厚生労働大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える改正を行うこと。
10. 食品衛生法第十八条第三項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（令和 2 年厚生労働省告示第 195 号）の題名を「食品衛生法第十八条第三項ただし書の規定により人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量」に改めるとともに、本告示中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めること。